

県外への移動について（3 月 15 日改訂）

標記の件について、県外地域への移動等について、原則、下記のとおり取り扱います。なお、引き続き、マスク着用や手洗いの励行等、学内での感染防止対策にはご協力をお願いいたします。

記

1. 緊急事態宣言が発令されている地域および蔓延防止等重点措置地域への移動は自粛してください。その他の県についても、感染状況や移動先の県が出す情報などを確認して、十分に注意のうえ、不要不急の移動は控えてください。

なお、当該地域へ移動する場合は最大限の感染防止対策を講じて行動してください。また、当該地域に関わらず、都道府県に移動した後、体調不良となった場合は、必ず医師の診断を受けて体調が回復するまでは自宅等で待機してください。

※県境をまたいで帰省等した人は、積極的に PCR 検査又は抗原検査（定性検査の場合は、体外診断用医薬品を利用）を受検してください。

※大人数での会食を避けるなど、自身の行動に自覚を持ち、感染対策・健康チェックに努めてください。

2. 学生については、県外への移動に関し、以下へ事前に相談・報告してください。

- 1) 就職活動 キャリア支援係職員
- 2) 課外活動 監督または顧問、学生係職員
- 3) 県外への帰省その他 指導教員

3. 教職員の業務出張および研究出張は、慎重に判断してください。緊急事態宣言発令地域およびまん延防止等重点措置地域へ出張において事前に所属上長の許可を得てください。

4. 接触感染アプリを積極的にインストールしてください。

全ての学生・教職員は、感染防止の 3 つの基本「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」や「3 密（密集・密接・密閉）」の回避などの感染防止対策の徹底を図り、『新しい生活様式』の実践例を参考に、感染リスクを可能な限り低減してください。

【参 考】

《URL【厚生労働省 H P『新しい生活様式』》：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

以 上